

信用リスク検査用マニュアル（保険検査マニュアル付属資料）新旧対照表

償却・引当に関する検査について（別表）

（改訂前）				（改訂後）			
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
1．貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸付金及び貸付金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。 ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。 （追加）	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査保険会社の信用リスクの程度にかんがみ、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額が、信用リスクの計量化により導き出された予想貸倒損失額を上回った水準となっているかどうかを検証する。 （追加）	（注）左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。	1．貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸付金及び貸付金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。 ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 （削除） プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。 資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査保険会社の信用リスクの程度にかんがみ、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているか検証する。 特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。	（注）左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。
(1) 一般貸倒引当金	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分ごとに、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本	（略）		(1) 一般貸倒引当金	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分ごとに、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本	（略）	

(改訂前)				(改訂後)			
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	である。 そのほか、被検査保険会社のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査保険会社の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。 （以下、略）				である。 そのほか、被検査保険会社のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、 商品の特性格 、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査保険会社の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。 （以下、略）		
①～②（略）				①～②（略）			
(2) （略）				(2) （略）			
①～④（略）				①～④（略）			
2．貸倒引当金以外の引当金				2．貸倒引当金以外の引当金			
(1) 債権売却損失引当金	共同債権買取機構に売却した債権の担保不動産の価格が下落した場合等において、売却済債権の価格の下落に伴い将来発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を債権売却損失引当金として計上する。 なお、少なくとも、売却済債権の時価が当初売却価格に比べ50%を超えて下落した場合には、当初売却価格と売却済債権の時価額との差額のうち持込保険会社が負担する額を、翌決算期末日までに売却することが確実と認められる場合には、当初売却価格と当該担保不動産の売却見込額との差額のうち持込保険会社が負担する額を引当金として計上する。 (注) 担保不動産の価格の下落等に伴う損失見込額は、共同債権買取機構に対する債権が貸し倒れることによる損失見込額ではないことから、共同債権買取機構に対する債務者区分を破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とし、損失見込額を個別貸倒引当金として計上することは適当ではない。ただし、共同債権買取機構に対する債権は、一般貸倒引当金の計上の対象とする（一般貸倒引当金の対象としないことについて合理的な根拠が存在する債権を除く。）。	持込担保不動産の時価の算定が合理的であるか、引当金を計上する基準が合理的であるか、当該基準が、少なくとも左記に掲げるものとなっているかを検証する。		(削除)	(削除)		

(改訂前)				(改訂後)			
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
② 特定債務者支援引当金	経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則として、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。具体的には、被検査保険会社の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（純資産の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュ・フローによる回収見込額の合計額）を控除（IV分類から先に充当する）した後に残存するIII及びIV分類について、被検査保険会社の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともIV分類とされた部分は全額、III分類とされた部分は被検査保険会社の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。 なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある場合は、個別貸倒引当金として計上できる。	債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。 なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。		① 特定債務者支援引当金	経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則として、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。具体的には、被検査保険会社の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクや グループ内保証会社 を含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（純資産の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュ・フローによる回収見込額の合計額）を控除（IV分類から先に充当する）した後に残存するIII及びIV分類について、被検査保険会社の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともIV分類とされた部分は全額、III分類とされた部分は被検査保険会社の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。 なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある場合は、個別貸倒引当金として計上できる。	債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。 なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。	
③ その他の偶発損失引当金	上記①及び② 以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバ	将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損失引当金として計上しているかを検証する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるとおり、損失見込額		② その他の偶発損失引当金	上記① 以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバ	将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損失引当金として計上しているかを検証する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバ	

(改訂前)				(改訂後)			
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
3．有価証券の評価	ランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合で、III分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びIV分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。 イ．債券の評価 (イ) (略) (ロ) 時価が把握されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、III分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、IV分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 (追加)	を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。 有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。 (追加)		3．有価証券の評価	ランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合で、III分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びIV分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。 イ．債券の評価 (イ) (略) (ロ) 時価が把握されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、III分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、IV分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。 ロ～ハ (略)	を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。 有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。 左記私募債の引当金の算定に当たっては、貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させたものであるかを検証する。	
4．～5．(略)				4．～5．(略)			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 動産・不動産の評価	動産・不動産については、IV分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。	(新設)		(2) 動産・不動産の評価	動産・不動産については、IV分類とされた部分を直接償却する。	動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等を踏まえ、適切に行われているか検証する。	
(3) ～(5) (略)				(3) ～(5) (略)			